

令和6年8月8日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	京浜フェリーボート株式会社
(3) 処分等の種類	輸送の安全の確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和6年1月25日、京浜フェリーボート(株)が運航する旅客船「SANTA BARCA (サンタ・バルカ)」が、横浜港北水堤付近を航行中、防波堤に衝突し、旅客及び船員計10名が負傷する事故を起こした。
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和6年9月8日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</li><li>② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</li><li>③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</li><li>④ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置等について確実に記録すること。</li><li>⑤ 運航管理者は、安全管理規程第29条に基づき、海の安全情報など官公庁の発する運航に関する情報について、当該区域を航行する船長に連絡すること。</li><li>⑥ 船長は、安全管理規程第30条に基づき、出入港時及び事故処理基準に定める事故発生時に、運航管理者へ</li></ol>

	<p>の連絡を確実に実施すること。</p> <p>⑦ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第31条及び運航基準第6条に基づき、緊急の場合を除き運航基準図に定める基準経路の航行を確実に行うこと。</p> <p>⑧ 安全統括管理者は、安全管理規程第37条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査を実施し、検査結果を記録する体制を構築すること。</p> <p>⑨ 船長は、安全管理規程第42条及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置について運航管理者及び海上保安官署等へ連絡すること。</p> <p>⑩ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、用船をふくめ運航に携わる全ての職員及び乗組員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について周知徹底を図るため、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑪ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、用船をふくめ情報伝達訓練を含む全社的体制の事故処理を想定した訓練を計画し、年1回以上実施するとともに、その概要を記録簿に記録すること。</p>
(6) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分等により付された違反点数      23点</p> <p>当該事業者の累計点数                              23点</p>

令和6年8月8日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 処分等年月日	令和6年8月8日
(2) 事業者名	京浜フェリーポート株式会社
(3) 本社住所	神奈川県横浜市
(4) 根拠法令	海上運送法
(5) 処分等の種類	行政指導
(6) 処分等の期間	
(7) 違反行為の概要	<p>令和6年1月25日横浜港において発生した北水堤衝突事故を端緒に、令和6年5月8日に立入検査をした結果、下記の海上運送法違反が判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・認可を受けずに事業計画（航路）を変更していた。</li></ul> <p>（海上運送法第21条の5において準用する同法第11条第1項）</p> <p>令和6年8月8日、関東運輸局は当該事業者に対し、上記違反事項について文書による警告を行った。</p>

令和6年8月16日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課  
海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ケーエムシーコーポレーション
(3) 処分等の種類	警告
(4) 事故等の概要	令和6年4月13日、(株)ケーエムシーコーポレーションが運航する旅客船「LE GRAND BLEU (ル・グラン・ブルー。以下「本船」という)」が横浜市中区新港ふ頭ハンマーヘッド岸壁沖を航行中、屋形船「第一濱新丸」と衝突し、本船の船員1名が負傷した。
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和6年9月16日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 海上運送法第21条の5において準用する同法第11条第1項に基づき、事業計画（航路）を変更しようとするときは、関東運輸局長の認可を受けること。</li><li>② 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること</li><li>③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</li><li>④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。</li><li>⑤ 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画を作成するに際しては、自らの責任において、その安全性について十分検討すること。</li><li>⑥ 運航管理者は、安全管理規程第31条、運航基準第6条及び第7条に定めるところにより、運航基準図に記載された基準経路を遵守して、その船舶を運航すること。</li></ol>

(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数	18点
	(うち輸送の安全に関する違反点数)	11点
	当該事業者の累計点数	18点